

各委員からの御意見について

資料 2 「EEZ における洋上風力発電の実施に向けたこれまでの議論」

委員からの御意見

【桑原委員】

(御意見)

- ・論点 1 の事業者に対する権利付与について、国有財産法の適用外であり、設置許可で対応するという方針に異存ございませんが、所有権に基づくものでないことに伴って必要となる措置がないかは今後さらに検討が必要になるように思います。例えば、撤去が行われずに設備が放置されたような場合、所有権に基づく請求権は立たないのだろうと思いますが、どのような代替的な法的措置をとることができるか整理するのかなど。既にご検討済みで、詳細設計で対応されるご方針かもしれないですが、この段階でハイレベルで何か記載しておく必要がないか、念のためご確認を頂ければと思います。
- ・論点 6 の事業規律に関しては、事業進捗の段階に応じて、事業者側の帰責性の整理の仕方が異なり得るように思います。制度の詳細の検討の中に含まれることとは思いますが、段階に応じた対応となり得る点は補足されてもよいかとは思いました。
- ・論点 7 の供給価格の点は、先日申し上げた問題意識は赤字でご記載を頂いておりますが、仮の許可段階の供給価格の出し方や重複が生じた場合の対応の観点と、FIT/FIP 入札の中での競争の要素の出し方など、事業者側にとっても関心が高い事項と思いますので、詳細設計でしっかり議論ができればと思っております。

(回答)

・論点1について、EEZにおいて沿岸国は所有件を有していない中、許可事業者に対しては発電設備の設置に係る建設や工事、運転・維持管理、撤去までの間、計画に基づき適切に実施する義務を課した上で、適切に監督していく必要があると考えています。特に、撤去が行われずに設備が放置されたような場合について、第21回洋上WG合同会議の論点4において議論されたように、国際約束の適切な履行の観点から「EEZにおいて利用されなくなった施設等に係る除去が義務付けられており、完全に除去されなかった施設等の水深、位置及び規模については、適当に公表する義務」を適切に履行する必要があります。この点、論点4の対応案に記載のとおり、必要な措置を講じる必要があると考えており、許可事業者に対する発電設備の撤去に係る義務の適切な履行のための必要な制度的措置を検討してまいります。

・論点6の事業規律に関して、ご指摘を踏まえ以下のとおり修文いたします。

<資料2 P9 論点6の2つ目の●>

修正前) 保証金等の程度や事業者の責によらない場合の条件違反への対応の在り方等

修正後) 保証金等の程度や事業者の責によらない場合の条件違反への対応の在り方等 (その際、仮の許可や許可といった各段階に応じた事業者の帰責性等も考慮する必要)

・論点7の供給価格について、対応案に記載のとおり事業リスクの低減の観点を踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるよう、更なる具体的な制度設計を進めてまいりたいと思います。

【石原委員】

(御意見)

・論点7の「②再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格については、「①において当該事業者が提示した額」と設定するなど」については、以下のように、修正した方がよいかと思えます。

「②再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格については、「①において当該事業者が提示した額」および「許可を受ける年のコスト算定委員会で決めた価格」を鑑み、設定するなど」

その理由として、「許可」を受ける時期は、「仮の許可を」受けた時期からかなり経っており、社会情勢が変化した場合に、再エネ特措法に基づく FIT/FIP 入札の上限価格は、「許可を受ける当該事業者」と「許可を与える国」の双方の価格を考慮して、FIT/FIP 入札の上限価格を決定できるように柔軟性を持たせた方がよいのではないかと考えています。

(回答)

- ・論点7のFIT・FIP制度による事業者支援に関して、再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格については、仮許可の申請時に事業者が提示した額とFIT/FIP入札時点での上限価格を踏まえ検討していく必要があることから、対応案に記載のとおり、事業リスクの低減の観点から踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるよう、更なる具体的な制度設計を進めていく必要があると考えています。

【飯田委員】

(御意見)

・EEZにおける洋上風力発電実施に向けた考え方について、区域の設定から事業者選定のプロセスの大枠、流れについては関係者への配慮と共に洋上風力事業の適切な実施を行える段階的な手続きとなっており、賛同申し上げます。また、これまでの議論を踏まえた内容の修正に感謝申し上げるとともに資料で確認したい点、気になった点などについてコメント申し上げます。

・論点1：なお書きにて風力発電に限定した書きぶりになっているが、波力や潮力発電なども含めた複合システムの技術進展によってはあると考えます。洋上再エネ技術の現状としては、原案で結構かと存じますが基本的な考え方として、改定なども視野に入れた柔軟性のある制度としてご検討いただければと存じます。

・論点3：募集区域の考え方について記載内容については同意いたしますが、リードタイムの長い事業において、また地球温暖化などの影響なども思慮すると調査結果の期間中同一性（調査結果の有用性）は必ずしも保証されないと思います。本件は、詳細な検討段階で十分な議論が必要だと思えます。

・論点6、7：記載内容については同意します。他方、委員会でご意見がでたリース料はじめ費用負担の在り方については、今後の課題として残しておく必要があると思えます。昨今の洋上風力を取り巻く環境が必ずしも再エネ大規模導入という観点のみならず、再エネ産業育成やエネルギー安全保障の観点など、電力料金以外の価値にも留意する必要があり、国の事業という側面も踏まえたより詳細な検討が

求められると思います。また、関連して仮許可段階での価格提示がどのような意味を持つのかを思慮すると、事業者の適格性判断だと思いますので、価格提示にするべきなのかは今後の課題にすべきと思います。

(回答)

・論点1に関する多様なエネルギー源については、将来的な技術進展を見据えると、波力や潮力発電なども含めた複合システムについても検討対象となり得ると考えています。一方で、海洋において再エネを促進していく上では、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を図ることが重要であることから、今回の対象としては風力発電に限定しています。

・論点3に関する募集区域を指定するに当たって国等が調査する際の具体的な内容や運用については、今後、詳細を十分に検討してまいります。

・論点6に関するリース料等費用負担の在り方については、論点6の対応案のとおり、売電価格に跳ね返り国民負担増に繋がるリース料金としてではなく、保証金等の支払いやセントラル方式による調査に要した必要の負担などを求めていくことで、開発の途中段階における放棄や売却を防いでいくことを考えています。

・論点7に関する供給価格については、対応案に記載のとおり事業リスクの低減の観点を踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるよう、更なる具体的な制度設計を進めてまいりたいと思います。

【原田委員】

(御意見)

・全般的にこれまでの議論が反映されており、大筋で異存はありません。

・EEZにおいて、実際に案件が動き出すまでにはまだ時間的猶予があり、その期間に制度の詳細を詰めていくものと理解。一方で領海内の浮体式についても促進する手立てを別途検討する必要があると考える。

・論点7について、「事業リスクの低減の観点を踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるよう、更なる具体的な制度設計を進めていく必要がある。」という記載については、原則として仮許可時点の供給価格をベースに、必要に応じ上限価格を調整するという意図と理解しているが、記載ぶりについてはその意図が伝わるようにしてはどうか。

(回答)

・浮体式洋上風力については、現行制度に基づく領海内についてもしっかりと取り組んでまいります。具体的には、2024年度から「北海道岩宇・南後志地区沖」及び「北海道島牧沖」の2海域について、浮体式洋上風力の実施に向けたJOGMECによるセントラル調査を実施する予定です。引き続き、都道府県等と連携しながら、領海内の浮体式洋上風力に関する案件形成に取り組んでまいります。

・論点7のFIT・FIP制度による事業者支援については、再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格については、仮許可において事業者が提示した額とFIT/FIP入札時点での上限価格を踏まえ検討していく必要があると考えています。この点、対応案に記載のとおり、事業リスクの低減の観点を踏まえつつ、国民負担の抑制が着実に図られるように制度を検討することが重要であることから、原案のとおりとさせていただきます。

【加藤委員】

(御意見)

- ・全体としては、基本的に提案に賛同する。
- ・論点2：EEZで二段階方式とする理由は何か。また、英国と同じスキームを使うのならば、一段階目でも入札をすべきだが、なぜ入札としないのか。理由を説明してほしい。(二段階方式に反対しているわけではなく、そうした理由をきちんと一般向けにも説明したほうがよいのではないか、という趣旨)
- ・論点6：「事業を承継する場合には、事業者の適格性等について、一定の基準に基づき、厳格に審査」の「一定の基準」とはどのようなものを想定しているのか。

(回答)

・論点2について、第20回洋上WG合同会議の資料3P4に「EEZにおける洋上風力発電の導入に向けて達成すべき事項」として、

1. 複数海域で大規模案件（GW級）を同時に形成するとともにリードタイムを短縮
2. 国民負担の抑制
3. 事業者にとって予見性のある仕組み

の3点について実現していく必要がある項目としてお示ししております。その上で、同資料3P6でお示ししたとおり、二段階方式は、

①事業者が海洋調査・設計等終了後に入札に参加するスキームであるため、より精緻な計画の策定が可能

②事業者が海洋調査・設計と並行して利害関係者の合意形成を実施するため、複数海域で大規模プロジェクトを同時に展開することが可能という利点を事務局からお示したところ、複数の委員から二段階方式の方が「インフレリスク等に対応可能」、「大規模プロジェクトを展開できる」などのご意見をいただいたことを踏まえ、二段階方式が有効であると整理しております。

・また、入札制度については、第21回洋上WG合同会議の資料2P6の論点1で対応案としてお示ししたとおり、現行の領海内における占用制度とは異なり、EEZにおいては、国際連合条約に定められる、EEZにおける風からのエネルギー生産等に関する活動に関する主権的権利等の行使の一環として、一定の要件に合致する場合には禁止を個別に解除する許可制度を事務局からお示しております。この点、占用制度に基づく入札とは異なり、許可制度の下で一定の要件を満たした者に対し、仮の許可を付与する仕組みとしています。

・論点6について、事業を承継する場合の基準については、仮許可や許可の条件等を想定しており、第23回洋上WG合同会議の資料2P4の論点4に「募集要領を策定するなど、別途検討していく必要がある。」と今回追記した通り、その具体的な基準等については、今後、検討してまいります。

【菊池委員】

(御意見)

・論点1について 赤字で示された4つ目の●の文章は前後のつながりが悪いのではないかと。「海洋の再エネとしては多様なリソースが考えられるが（他にも権利付与にはいろいろと考えられるが）、現段階では風力発電を前提として論点1を議論する」ということでしょうか。ここでの論点は、実際には、EEZを特定の事業者権利付与をする場合の考え方を整理するものだとすると、必ずしも再エネのどのリソースを優先するみたいなことは書かなくてもよいのではないのでしょうか。

(回答)

・論点1について、国連海洋法条約では風以外の海水や海流のエネルギー源も含む概念も含まれているため、以下のとおり修正いたしました。海洋再エネとして多様なリソースが考えられる中で、現段階では風力発電を前提として検討してまいります。

<資料2 P 3 論点1の1つ目の●>

修正前) EEZにおける風からのエネルギー生産に関する活動については、

修正後) EEZにおける風からのエネルギー生産等に関する活動については、

【大串委員】

(御意見)

・インフレの急激な進行に伴う撤去費用の高騰や設置・運用について瑕疵が生じた場合についての対応の詳細は、運用指針で明確にするよう要望します。

(回答)

・第22回洋上WG合同会議の論点6において議論したように事業規律の適正化を図ると同時に事業者の責によらない場合の検討もしていく必要があると考えています。この点については、第23回洋上WG合同会議の資料2 P 9 論点6の2つ目の●として「保証金等の程度や事業者の責によらない場合の条件違反への対応の在り方等(その際、仮の許可や許可といった各段階に応じた事業者の帰責性等も考慮する必要)について、別途検討していく必要がある。」と追記したとおり、今後、検討してまいります。

【片石委員】

(御意見)

・漁業関係者としっかり調整をして進めていただきたい。

・魚道の調査などは難しいと思うが、IT技術やAI技術を使用すること等も含めて方法は幅広く考えてもらえればと思う。

(回答)

- ・海域の先行利用者である漁業等と共存共栄した発電事業を実現する観点が重要であることから、協議会等の場を通じた丁寧な調整を行ってまいります。
- ・第23回洋上WG合同会議の資料2 P5 論点3の3つ目の●として「上記の国による調査に当たっては、その実施体制を十分に確保していくとともに、その運用において整理すべき事項について、別途、検討を進めていく必要がある。」と追記したとおり、今後、その運用の詳細について検討してまいります。

【来生委員長】

(御意見)

資料1 p7 論点7

○日本でもリース料相当の金額は許可に連動させて取るべき。領海内の制度とのバランスから見ても、安易な撤退を防止するための課金にも共通する課題であり、当然に必要。権限の根拠は沿岸国の主権的権利。金額算定の理論的な詰めをきちんとする必要あり。

(回答)

・論点6に関する事業規律を保つためには、論点6の対応案のとおり、売電価格に跳ね返り国民負担増に繋がるリース料金としてではなく、保証金等の支払いやセントラル方式による調査に要した必要の負担などを求めていくことで、対応してまいります。その上で、御指摘いただいた視点も含め、保証金等の支払い等に関する制度の詳細について、今後、検討してまいります。あわせて、領海内の制度とのバランスも考慮し検討してまいります。

【山内座長】

・事務局においては、広く国民から意見を聴取するプロセスを進めて頂ければと思います。